

平成28年度

事業計画

一般財団法人 日本救急医療財団

平成28年度事業計画について

- 1 総則（基本方針・運営方針）
（実施事業会計・その他会計・法人会計）
- 2 会計別事業計画・事業費等
（実施事業会計・その他会計・法人会計）

平成28年度事業計画

[基本方針]

我が国は、依然として厳しい経済状況にあり、基本財産の運用益と寄付金・賛助会費を主財源とする財団の運営は厳しい状況下にある。

また、平成21年度に政権交代が行われて以降、公益法人に対して厳しい目が向けられており、平成24年12月の再度の政権交代後においても、いまだ厳しい状況となっている。

特に、消費税は、平成9年に5%へ引上げられ、さらに平成26年4月からは8%に引上げられており、一層、財政は厳しい局面を迎えている。

平成20年12月1日に施行された「公益法人制度改革関連3法」に基づく新制度への移行については、平成23年10月に移行申請をし、平成24年4月1日に「一般財団法人」として設立した。

近年、我が国においては、高齢化や災害の増加等を背景に救急患者が増大しており、救急医療・災害医療に対するより広範かつ質の高い救急医療体制を国民が期待しています。このため、政府においても救急医療体制の充実、災害医療体制の強化等の諸施策が図られている。

従って、今後、救急医療従事者等の資質の向上及び救急救命士制度の充実は、一層重要になっていくことと思われる。

このような社会状況のもと、財団の存在意義を発揮するため、平成28年度の事業計画及び収支予算の編成に当っては、定款「第3条（目的）」の達成のため、平成25年度から変更した事業別会計に従って、実施事業会計、その他会計及び法人会計全般にわたって健全な運営と事業の発展に万全を期すこととする。

(実施事業会計)

実施事業会計は、公益性のある事業のうち赤字の事業となっている。

研究助成事業、調査研究事業、普及啓発事業、教育研修事業、災害時救急医療事業等の事業について引続き実施するとともに、調査研究事業の内「救命率向上のための検討事業」は継続無し、「救命士が行う処置に関する検討事業」及び「救急医療業務実地修練等事業」は、継続事業、「国際会議等救急医療体制確保事業」は新規事業での受託予定として未契約のため暫定計上としている。全体ではさらなる経費の見直し、日常業務の簡素化に努め、事業の実施に当っては、財政基盤を圧迫することのないよう留意し、内外の協力を得て、実収入の範囲内で事業を実施することを基本とする。

しかしながら、平成27年度から寄付金収入による運営を計画した普及啓発事業の「AED登録・情報公開事業」に於いては、寄付金が計画額の半分以下となっており、

財団の負担となっています。この事業は、厚生労働省からの検討要請により、「AED普及・啓発検討委員会」に「AED設置登録情報等に関する小委員会」を設け進めたものであり、平成28年度計画に於いても平成27年度実績額を見込んで計画し、運営費の不足については他会計からの振替による経理となります。

(その他会計)

その他会計については、公益の事業である救急救命士国家試験・免許事業、及びその他の事業の救急救命士賠償責任保険代行業、救急蘇生法認定講習会事業、トリアージタグ頒布事業等について引続き実施し、特に、救急救命士国家試験は、本年3月13日(日)に第39回の試験を実施することになっている。また、免許登録事務についても滞りなく適正に処理している。

救急救命士の国家試験事務及び免許登録事務については、国の指定試験機関及び指定登録機関として、国家試験・免許制度の重要性を認識し、厳正かつ公正な対応に努めており、今後とも本方針を堅持する。

(法人会計)

法人会計については、管理部門に係る運営費について計上し、特に、基本財産の運用については、かつての金利水準を見込むにはいまだ厳しく、金利の上昇には程遠い状況であり、当分の間、引き続き経費縮減の運営方針を堅持することとする。

平成28年度は、AED登録・情報公開事業の事業費の不足分及び厚生労働省からの委託事業の清算がされるまでの間、特に企画競争が予定される国際会議等救急医療体制確保事業「伊勢志摩サミット」について、経費は暫定計上としていますが、契約後は立て替えによる経費支出が必要となり、平成25年3月12日開催の理事会において「運営費の不足が見込まれるときには予算に計上し基本財産を取崩し、財団運営基金を造成することができる」として運営基金取扱規程が制定されており、新たに55,000千円程度の基本財産の取崩しが予定されます。

[運営方針]

平成28年度の事業計画及び予算は、以上の認識の基に策定し、特に事務経費については引き続き縮減に努めるとともに、事業の推進に当っては、適正に実施することとします。また、予算の執行に当っては、公益法人会計基準を遵守し効率的運用及び節減に努める。

事業費については、1. 国家試験・免許登録事業は計画に基づいて実施、2. 厚生労働省の受託研修等の事業は、「救命士が行う処置に関する検討事業」、「救急医療業務実地修練等事業」、「国際会議等救急医療体制確保事業」、について厚生労働省の予算措置及び実施要領に基づいて実施、3. その他の事業費及び管理費については、義務的経費を除き実収入の範囲内で支出することを原則とし、基本財産の運用について

は、安全確保を第一に対応する。

また、財団の管理運営に関する管理費の事業別負担割合については厚生労働省からの受託事業等も含めた実情に応じて職員の業務従事比率を、会計に係る共通経費の按分基準に基づき適正に運用する。

国家試験については、平成25年度の第37回からは、3月上旬に実施し、3月末までに合格発表することになっている。

(事業計画)

事業計画においては、共通する経費として、平成26年4月より消費税が8%へ引上げられたことに伴い経費を計上している。

また、平成28年度では、「救命率向上のための検討事業」は継続無し、「救命士が行う処置に関する検討事業」の継続事業、「国際会議等救急医療体制確保事業」新規事業の業務増加により、実情に応じて職員の業務従事比率を見直しており、各事業により、共通経費で対前年度に比べ増減が生じている。

I. 実施事業会計 50,352千円（前年度69,264千円）

1. 研究助成事業 2,235千円（継続）（前年度3,731千円）

研究助成先選考委員会委開催のための、旅費、謝金等の他、救急医療の研究に対する助成事業費として、500千円を含め、前年度同額を計上した。

2. 心肺蘇生法指針作成事業 3,100千円（継続）（前年度7,506千円）

平成27年度は、救急蘇生法の指針2015（市民用・解説編）の作成、確認作業等のために心肺蘇生法委員会を3回開催しているが、平成28年度は、救急蘇生法の指針2015（医療従事者用）の作成、確認のため1回の開催として事業費に計上した。

3. 救命士が行う処置に関する検討事業（2,838千円前年度838千円）

厚生労働省では、病院前医療体制充実強化事業として平成28年度予算においても、継続事業として計上される予定であり300千円を暫定計上する。

「救命率向上のための検討事業」については継続をしない。

4. 救急の日事業 5,692千円（継続）（前年度6,957千円）

平成3年の財団設立初年度から継続して実施してきた「救急の日」の事業は、厚生労働省、消防庁及び本財団、後援機関・学識経験者で組織する運営委員会を中心に実施している。

平成26年度予算からは、開催内容を見直し、賛助金、出展料等による収入の範囲内において、規模を縮小して実施することとし、平成27年度実績により事業費を計上した。

この他、厚生労働省及び消防庁等に、引続きご協力をお願いする。

5. ホームページ広報事業 1,564千円（継続）（前年1,891千円）

財団に関する情報を迅速に公開するための事業費、として平成27年度計画を基に事業費を計上した。

6. AED普及啓発事業 7,653千円（継続）（前年度7,419千円）

平成22年度からの3年間は、一般社団法人日本損害保険協会から自賠責運用益拋出事業として助成を受け、自動車運転手、同乗者等となりうる一般市民を対象としたAED普及・啓発シンポジウムを行っていたが、平成25年度から日本救急医学会の助成を受けて、事業を縮小し、一般市民を対象としたAED普及・啓発を行うため、事業費として前年度同額を計上した。

7. AED登録・情報公開事業 12,105千円（継続）（前年12,005千円）

厚生労働省より、当財団のAED登録情報データを都道府県に提供できるようにするよう指示があり、平成26年10月から「AED普及・啓発検討委員会」に「AED設置登録情報等に関する小委員会」を設け、登録情報の有効利用について検討し、平成27年6月から稼働する予定で進めてまいりました。前回の理事会、評議員会で報告いたしました、「AED設置登録情報の有効活用について（AED設置登録情報等に関する小委員会報告）」を平成27年6月25日に厚生労働省医政局地域医療計画課長宛に報告いたしました。また、「AED設置場所検索」の画面が平成27年6月30日から新しい「日本救急医療財団全国AEDマップ」として稼働いたしました。

現在、自動体外式除細動器（AED）の設置者に対して、AEDの設置者登録のお願いをしているところです。

寄付金収入により実施する「AED登録・情報公開事業」は、平成27年度の寄付金が計画額の半分以下となっており、運営費の不足分が財団の負担となっています。この事業は、厚生労働省からの検討要請により、「AED普及・啓発検討委員会」に「AED設置登録情報等に関する小委員会」を設け進めているものであり、平成28年度計画に於いても平成27年度実績額を見込んで計画し、運営費の不足については他会計からの振替による経理となります。

今後はさらに寄附金収入の増加を計画すると共に、ロイヤリティの登録等で収入の確保を図りたい。

8. 救急医療業務実地修練等事業 7,676千円（継続）（前年度20,198千円）

厚生労働省受託事業からの救急医療従事者等に対する業務実地修練を行う経費を計上する。

本年度においても前年度と同様に企画競争により事業者が決定されることと思われるが、これを受託して実施する場合に、当初の事務経費等を暫定的に計上し、受託後の経費については事業費の示達があるまでの間は、従前と同様に内部資金の借入規程に基づき対処することとし、事業を受託したときは、所要経費等

は受託事業費で精算する。

9. 災害時広域医療搬送支援事業 948 千円（継続）（前年度 1,003 千円）

災害時等に民間ヘリコプターを活用した傷病者の広域医療搬送を支援する事業については、平成13年1月に審査を終了した5社と協定を締結するとともに、同年3月1日に東京都知事と、平成14年1月17日に静岡県知事とそれぞれ協定を締結し、具体的活動を行っている。

平成28年度も、協定の締結を希望する道府県とその周辺地域に所在するヘリ会社とそれぞれ調整を行って協定を締結し、本事業の進展に努め、事業費は、審査部会等経費として前年度同額を計上する。

10. 国際会議等救急医療体制確保事業 6,541 千円（新規）

（前年度受託準備 1,842 千円）

政府が行う国際会議開催時において、救急医療体制確保事業が必要な場合において、厚生労働省から受託した場合に備え経費を暫定計上する。平成28年度は伊勢志摩サミットが5月に開催予定となっていますので、過去の洞爺湖サミット、APECの受託実績から今回も当財団が受託を予定し300千円の暫定計上をする。

II. その他会計 109,024 千円（前年度 108,895 千円）

1. 救急救命士国家試験・免許登録事業 73,754 千円（前年度 74,454 千円）

(1) 救急救命士国家試験・免許登録事業収入 105,601 千円（前年度 101,433 千円）

① 試験の実施時期及び試験地

実施日 平成29年3月上旬

試験地 北海道、東京都、愛知県、大阪府、福岡県（5か所）

合格発表日 平成29年3月末

② 受験申込者数及び免許申請者数については、次のとおり積算し、所要の手数料収入を計上する。

ア 受験申込予定者数

(ア) 学校・養成所関係者（法第34条第1・2・3・4号）

各養成施設の卒業見込人員（充足人員）に既卒業受験見込人員を加算して積算する。

$3,575 \text{ 人 (定員)} \times 71.8\% \text{ (充足率)} \div 2,566 \text{ 人} + 315 \text{ 人} = 2,881 \text{ 人}$

(イ) 看護師等特例資格関係者（法附則第2条）

最近の実績及び動向から積算する。 49 人

受験申込者数合計

$2,881 \text{ 人} + 49 \text{ 人} = 2,930 \text{ 人 (前年度 2,810 人)}$

イ 免許申請予定者数

(ア) 新規登録申請

第39回国家試験申込予定者2,899人に、過去3ヵ年平均の受験率(99.0%)、合格率(83.0%)及び合格者の平均免許申請率(99.0%)を乗じて算定した2,358人とした。(前年度2,305人)

(イ) 免許書換・免許再交付申請

免許取得後の結婚等による本籍・姓の変更に伴う免許書換申請については前年度実績を基に40人増の160人を見込、免許再交付申請は、前年度と同じ20人とした。

ウ 手数料収入 105,601千円(前年度101,433千円)

受験手数料	@ 30,300円×2,930人=	88,779,000円
免許登録手数料	@ 6,800円×2,358人=	16,034,000円
免許書換手数料	@ 4,300円×160人=	688,000円
免許再交付手数料	@ 5,000円×20人=	100,000円
合計		105,601,000円

(2) 救急救命士国家試験・免許事業支出経費 73,754千円(前年度74,454千円)

① ブラッシュアップ委員会経費

過去に出題された問題を中心にプール制を行っているが、国家試験の更なる質の向上を図るため、試験問題(視覚素材を含む。)を救急救命士の養成機関等から公募し、これらの問題の質を管理するための「ブラッシュアップ委員会」を、前年度に引き続き運営するための経費。

② 救急救命士の教育について考える懇談会経費

救急救命士の処置範囲については、順次拡大されてきたところであるが、さらに、現在厚生労働省等においてその拡大について検討されているところである。また、医療環境が急速に変化しつつある昨今の事情からも、救急救命士の教育について考える場が必要であり、前年度に引き続き会議運営に必要な経費。

③ 国家試験監督業務委託経費

監督員等の業務を民間業者に委託しているが、本年度も引き続き委託するための経費。

④ 国家試験問題電算機処理業務経費

毎回の試験問題採点等並びに各問題の解答状況、正解率、識別指数等を引き続き整理するとともに、総合的な評価を行い、今後の出題について一層の適正化・効率化を図る経費。

⑤ ホームページ運用事業

厚生労働省医政局所管国家試験の合格発表を、財団がホームページで公表する所要経費及び財団に関する情報を迅速に公開するための経費。

⑥ 研究協力事業

救急救命士に関する研究会・シンポジウム等の開催(共催・後援・協賛等)に際しての協力費等必要経費。

2. 救急救命士賠償責任保険代行事業 30,259千円(継続)(前年度29,582千円)

当財団の救急救命士名簿に登録された救急救命士が行う業務による賠償責任負担が必要な場合の保険業務を代行する事業経費を計上する。

取扱保険料支払 28,137 千円・25,228 人（前年度 27,245 千円・24,530 人）

3. 救急蘇生法認定講習会事業 2,922 千円（継続）（前年度 2,921 千円）

「一定頻度者のための AED を含む救急蘇生法認定講習会事業」として、AED の使用方法及び質の高い心肺蘇生が実施できる者に必要な講習を実施し、修了者を講習事業者が認定する事業の審査等に必要な事業費として、前年度同額を計上した。

また、講師養成に係る AED 講習事業を東京及び名古屋において、学校教員及び自動車学校講師の 120 名を対象に実施することとしている。

4. トリアージタグ頒布事業 2,089 千円（前年度 1,938 千円）

本年度は在庫品が少なくなることが予想されるため、トリアージタグ作成費として前年度同額の 2,034 千円を計上した。

Ⅲ. 法人会計 14,900 千円（前年度 14,934 千円）

1. 基本財産利息収入 3,185 千円（前年度 3,388 千円）

基本財産の運用においては、近年、低金利の傾向が続いており、減収として計上する。

利息収入 3,185 千円・0.52%（前年度 3,388 千円・0.56%）

2. 賛助会員会費収入 2,400 千円（前年度 2,900 千円）

本財団の趣旨に賛同する企業、団体の賛助会員加入勧誘（現状維持を含めた）活動を行うこととし、2,400 千円の収入を計画する。

今年度収入 2,400 千円、14 社（1 社合併 10 万減、1 社 40 万円減）

（前年度予算 2,900 千円（実績 2,500 千円）、15 社）

3. 管理費支出 14,900 千円（前年度 14,934 千円）

法人会計に係る人件費、会議費、旅費交通費、光熱水料、賃借料、租税公課、謝金等に係る経費として計上する。

4. 基本財産の取崩し

平成 28 年度は、AED 登録・情報公開事業の事業費の不足分及び厚生労働省からの委託事業の清算がされるまでの間、特に企画競争が予定される国際会議等救急医療体制確保事業「伊勢志摩サミット」について、経費は暫定計上としていますが、契約後は立て替えによる経費支出が必要となり、平成 25 年 3 月 12 日開催の理事会において「運営費の不足が見込まれるときには予算に計上し基本財産を取崩し、財団運営基金を造成することができる」として運営基金取扱規程が制定されており、新たに 55,000 千円程度の基本財産の取崩しが予定されます。